特別養護老人ホーム　えんゆうの郷　　令和8年12月1日

料金表

●【サービス利用料金（目安）】

＊ご契約者の状況により異なります。また、小数点以下の処理等により多少誤差が発生します。

＊一ヶ月（31日）で計算しています。

＊一単位当たり10.45円（地域区分5級地）

日数　31　（単位：円）

一般世帯の方：第４段階

介護度	介護サービス費			食費	居住費	１ケ月利用料		
	１割	２割	3割			１割	２割	3割
3	1,116	2,232	3,348	2,000	3,000	189,596	224,192	258,788
4	1,203	2,405	3,608			192,293	229,555	266,848
5	1,287	2,575	3,862			194,897	234,825	274,722

市民税非課税世帯：第３段階②（所得額１２０万円超）

介護度	介護サービス費	食費	居住費	１ケ月利用料
	１割			１割
3	1,116	1,420	1,470	124,186
4	1,203			126,883
5	1,287			129,487

市民税非課税世帯：第３段階①（所得額８０万円超１２０万円以下）

介護度	介護サービス費	食費	居住費	１ケ月利用料
	１割			１割
3	1,116	680	1,370	98,146
4	1,203			100,843
5	1,287			103,447

市民税非課税世帯：第２段階（所得額８０万円以下）

介護度	介護サービス費	食費	居住費	１ケ月利用料
	１割			１割
3	1,116	390	880	73,966
4	1,203			76,663
5	1,287			79,267

老齢福祉年金・生活保護受給者：第１段階

介護度	介護サービス費	食費	居住費	１ケ月利用料
	１割			１割
3	1,116	300	880	71,176
4	1,203			73,873
5	1,287			76,477

●上記利用料金には、介護職員等処遇改善加算17.6%　及び一部加算（裏面の①～⑨）を含んでいます。

●その他の料金

・おやつ・飲み物代　　ご利用を希望された場合　　1日につき160円

・電化製品の使用料　　下記電化製品について、1点につき1日50円

（テレビ・オーディオ機器・冷蔵庫・空気清浄機・加湿器・電気毛布類）

・文書料　　300円/回

・理髪・美容代　　実費負担　（出張サービスを利用した場合）

・診療費、行事費、日常生活品費等は実費負担になります。

●利用者負担限度額認定制度（＊認定には、市町村の介護保険課にて申請が必要になります。）

本人世帯の所得額に応じ、利用者負担が減額されます。詳しくは市町村介護保険課にご相談ください。

●利用料金には、次の加算項目を含んでいます。

加算項目		金額（１割）	加算要件
①	看護体制加算Ⅰ	4円/日	常勤の看護師を配置
②	看護体制加算Ⅱ	8円/日	看護職員を最低基準＋１以上配置
③	夜勤職員配置加算Ⅱ	19円/日	夜勤帯の職員を最低基準＋１以上配置
④	個別機能訓練加算（Ⅰ）	13円/日	機能訓練指導員を配置し、個別機能訓練計画を作成し実施及び評価を行った場合
⑤	科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	52円/月	入所者ごとの心身、疾病の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出し、サービス提供にあたり、適切かつ有効に情報を活用した場合に算定。
⑥	日常生活継続支援加算	48円/日	介護福祉士資格を有する職員を手厚く配置した場合
⑦	精神科医療養指導加算	5円/日	精神科医師による療養指導が月２回以上実施される体制がある場合
⑧	生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	11円/月	見守り機器等のテクノロジーを導入し、業務改善に係る委員会等を開催している場合
⑨	個別機能訓練加算（Ⅱ）	21円/月	個別機能訓練加算（Ⅰ）を算定している入所者について、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合

●下記は、該当する場合にのみ加算いたします。

加算項目		金額 （1割の場合）	サービス内容
若年性認知症利用者受け入れ加算		125円/日	若年性認知症利用者の各々の状態に応じたサービスや環境が整えられている場合
経口維持加算（Ⅰ）		418円/月	摂食機能障害のある方に対し、医師又は歯科医師の指示に基づき管理栄養士等が栄養管理を行った場合
口腔衛生管理加算（Ⅰ）		94円/月	歯科衛生士により口腔ケアを月2回以上行った場合
口腔衛生管理加算（Ⅱ）		115円/月	（Ⅰ）に加え、口腔衛生等の管理に係る計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、適切かつ有効な実施の為に必要な情報を活用している場合。
看取り介護加算（Ⅰ）	死亡当日	1350円/日	医師の判断の下、終末期である利用者の看取り介護を行った場合
	死亡日前日	717円/日	
	死亡日4日～30日	152円/日	
	死亡日31日～45日	76円/日	
入院又は外泊時の費用の算定		257円/日	入院又は外泊した場合。月に6日を限度として費用を算定
初期加算		31円/日	入居した日から30日間。30日以上の入院後、再入居した場合も同様
退所時等相談援助加算	退所時相談援助加算	418円 /退所後１回	入居者およびその家族等に対して退所後の相談援助を行い、かつ市町村等に必要な情報を提供した場合（入居者１人につき1回を限度）
	退所前連携加算	522円 /退所後１回	居宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合（入所者１人につき1回を限度）
	退所前訪問相談援助加算	480円 /入所中1回	入居者の退所前に、入居者およびその家族等に対して相談を行った場合（入所中1～2回を限度）
	退所後訪問相談援助加算	480円 /退所後1回	入居者の退所後に、入居者およびその家族等に対して相談援助を行った場合（退所後1回を限度）
認知症チームケア推進加算		（Ⅱ）120単位/月	個別に認知症の行動・心理症状の評価を計画的に行い、カンファレンスを開催し、チームケアを行い、見直しを行っていること。
協力医療機関連携加算		100単位/月	協力医療機関との実効性のある連携体制を構築するため、入居者の現病歴等の情報共有を行うよう見直しを行う。
退所時情報提供加算		（Ⅰ）500単位/回 （Ⅱ）250単位/回	（Ⅰ）入居者が居宅へ退所した場合。退所後の主治医に対して情報を提供した場合。 （Ⅱ）入居者が医療機関へ退所した場合。退所後の主治医に対して情報を提供した場合。
高齢者施設等感染対策向上加算		（Ⅰ）10単位/月 （Ⅱ）5単位/月	施設内で感染者が発生した場合に、感染者の対応を行う医療機関との連携の上で施設内での感染者の療養を行うこと。
褥瘡マネジメント加算		（Ⅰ）3円/月 （Ⅱ）14円/月 ※3ヶ月に１回を限度とする	入所者の褥瘡発生を予防するため、褥瘡の発生と関連の強い項目について、定期的な評価を実施し、その結果に基づき計画的に管理する場合。（Ⅱ）は（Ⅰ）に加え、評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた方に褥瘡の発生がないこと。
ADL維持等加算		（Ⅰ）31円/月 （Ⅱ）63円/月 ※3ケ月に1回を限度とする	入所者全員について、入所月と翌月から起算して6か月目においてADL値を測定し、厚生労働省に提出し、指定した改善があること。
再入所時栄養連携加算		418円/回	介護保険施設の入所者が医療機関に入院し、経管栄養または嚥下調整食の新規導入など、施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合について、介護保険施設の管理栄養士が当該医療機関の管理栄養士と連携して、再入所後の栄養管理に関する調整を行った場合
在宅サービスを利用した時の費用		585円/日	入所者に対して居宅における外泊を認め、当該入所者が、介護老人福祉施設により提供される在宅サービスを利用した場合